

糖尿病特定行為認定看護師について

私は R4 年度に認定看護師教育課程の糖尿病学科を卒業、特定行為研修を修了しました。「認定看護師」とはある特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を有することを認められた者をいい、水準の高い看護実践を通して患者さんやその家族、医療スタッフに対する指導・相談活動を行う看護師のことをいいます。日本では成人の 6 人に 1 人が糖尿病あるいは予備軍と言われています。糖尿病になると生活の中で我慢することが増える、治らないという負のイメージを抱く方も多いと思います。しかしよい血糖値のコントロールを続けることにより、健康な人と変わらない生活を送ることができると言われておりますし、治療も進化し続けています。今後糖尿病認定看護師として、個々の患者さんや家族の生活スタイルに合わせた必要な情報や支援を提供し、その人らしく住み慣れた地域で生活するお手伝いしていきたいと考えています。また医療スタッフの教育に関り、質の高い支援を提供していきます。

そして「特定行為」とは、高度で専門的な知識・技術を特定行為研修により身に付けた看護師が医師、または歯科医師による「手順書」をもとに行う診療の補助のことです。手順書は看護師に診療の補助を行わせる病状範囲や診療補助の内容等が定められています。通常看護師は医師から指示を受けて診療の補助を行います。特定行為研修を修了すると手順書を元に、患者さんの症状などから状態を把握し自らの判断で診療の補助を行うことができます。高齢社会を迎え、国は今後の入院医療の在りかたの見直しと在宅医療の推進を行っています。特定行為看護師は院内に限らず地域でも活動を行うことで、医師不足又は多忙により診察や処置の遅れを回避できる可能性が高くなります。

私が看護学生時に強く印象に残っているのは訪問看護実習です。医療機器や人材に限られている中、患者さんや家族のライフスタイルや考えに合わせて自宅にあるものを工夫し利用しながら、地域で過ごす患者さんと接する看護師の感激を覚えました。今年度当院は訪問看護サービスが開始となりました。私は 38 ある特定行為のうち、「インスリンの投与量の調整」「持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整」「脱水症状に対する輸液による補正」を行うことが可能となりました。今後は院内で更に知識・技術の向上や経験を重ね、在宅・地域医療に特定行為認定看護師として関り支援を行っていきます。

【7階西病棟看護主任 豊島 瞳】

